

○総務省令第四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日

総務大臣 片山 善博

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要

する経費についての前項の規定の適用については、同項中「四割」とあるのは、「五割」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。